

「新型コロナウイルス関連 カンボジアへの入国制限の改定について」

このたび、2回目のワクチン接種済みの渡航者に対し、カンボジア政府（Royal Government of Cambodia、以下 RGC）は一部の入国制限を改定すると、カンボジア保健省（Ministry of Health、以下 MOH）名で発表しました。これにより、入国規制が緩和されています。（[2021年11月15日より](#)有効）

入国制限の改定により、入国者は以下2つのカテゴリーに分類されます。

(1) 2回目ワクチン接種済の渡航者

- (A) 外交“A”ビザ及び公用”B”ビザを所持する外国人渡航者、及び家族同伴者
- (B) 上記(A)以外の外国人渡航者
- (C) カンボジア王国発行のパスポート、または他の国のパスポートを所持するカンボジア国民

(2) ワクチン未接種、または1回接種のみの渡航者

(1) 2回目ワクチン接種済の渡航者

(A) 外交“A”ビザ及び公用”B”ビザを所持する外国人渡航者、及び家族同伴者

カンボジアに向けて出発前

以下の書類の取得が必要となります：

- ① 在外カンボジア大使館、もしくは領事館で発給された有効な外交・公用ビザ
※ 外交旅券・公用旅券をお持ちでない方のみ
- ② 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（いわゆる「ワクチンパスポート」）
- ③ カンボジアに向けて出発の72時間以内に出発地の保健局などから発行された新型コロナウイルスの陰性証明書（英文）
※ 陰性証明書の基準については、別参考

カンボジア到着後

- ① 有効なビザ（※外交旅券・公用旅券をお持ちでない方のみ）、出発72時間以内に発行された新型コロナウイルスの陰性証明書、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書を提出して下さい。
- ② 上記書類の確認後、抗原検査を受けて頂き、15分～20分間待機していただきます。
- ③ 抗原検査により、新型コロナウイルス陰性者であると判明した場合、隔離免除となります。
- ④ 新型コロナウイルス陽性者であると判明した場合、医療施設へ搬送されます。

(B) 上記(A)以外の外国人渡航者

カンボジアに向けて出発前

以下の書類の取得が必要となります：

- ① 在外カンボジア大使館、もしくは領事館で発給された有効なビザ
※ ビザ免除国・地域に該当する渡航者を除き
- ② 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（いわゆる「ワクチンパスポート」）
- ③ カンボジアに向けて出発の72時間以内に出発地の保健局などから発行された新型コロナウイルスの陰性証明書（英文）
※ 陰性証明書の基準については、別参考
- ④ 新型コロナウイルス保険購入証明書
※ 渡航者は FORTE Insurance Company にて新型コロナウイルス保険のオンライン購入が必要です。（保険料 USD90、20日間有効、<https://www.forteinsurance.com/covid-19-insurance/>）

カンボジア到着後

- ① 有効なビザ（ビザ免除国・地域に該当する渡航者を除き）、出発72時間以内に発行された新型コロナウイルスの陰性証明書、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書、FORTE 保険購入証明書を提出して下さい。

- ② 上記書類の確認後、抗原検査を受けて頂き、15分～20分間待機していただきます。
- ③ 抗原検査により、新型コロナウイルス陰性者であると判明した場合、隔離免除となります。
- ④ 新型コロナウイルス陽性者であると判明した場合、医療施設へ搬送されます。

(C) カンボジア王国発行のパスポート、または他国のパスポートを所持するカンボジア国民

カンボジアに向けて出発前

以下の書類の取得が必要となります：

- ① 在外カンボジア大使館で発給された有効なビザ (Kビザ)
※ 他国のパスポートを所持するカンボジア国民のみ
- ② 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（いわゆる「ワクチンパスポート」）
- ③ カンボジアに向けて出発の72時間以内に出発地の保健局などから発行された新型コロナウイルスの陰性証明書（英文）
※ 陰性証明書の基準については、別参考

カンボジア到着後

- ① 有効なビザ（※他国のパスポートを所持するカンボジア国民のみ）、出発72時間以内に発行された新型コロナウイルスの陰性証明書、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書を提出して下さい。
- ② 上記書類の確認後、抗原検査を受けて頂き、15分～20分間待機していただきます。
- ③ 抗原検査により、新型コロナウイルス陰性者であると判明した場合、隔離免除となります。
- ④ 新型コロナウイルス陽性者であると判明した場合、医療施設へ搬送されます。

(2) ワクチン未接種、または1回接種のみの渡航者

カンボジアに向けて出発前

以下の書類の取得が必要となります：

- ① 在外カンボジア大使館、もしくは領事館で発給された有効なビザ
※ ビザ免除国・地域に該当する渡航者を除き
- ② カンボジアに向けて出発の72時間以内に出発地の保健局などから発行された新型コロナウイルスの陰性証明書（英文）
※ 陰性証明書の基準については、別参考
- ③ 新型コロナウイルス保険購入証明書
※ 渡航者（外交“A”ビザ及び公用”B”ビザの所持者、カンボジア国民及びKビザの所持者を除き）は、FORTE Insurance Companyにて新型コロナウイルス保険のオンライン購入が必要です。（保険料USD90、20日間有効、<https://www.forteinsurance.com/covid-19-insurance/>）

④ 隔離ホテルの予約確認書

※ 事前に希望の隔離ホテルの予約サービス「Alternate State Quarantine (ASQ)」の利用者のみ

※ 事前予約が可能なホテルについては、別参考

カンボジア到着後

① 有効なビザ（※ビザ免除国・地域に該当する渡航者を除き）、出発72時間以内に発行された新型コロナウイルスの陰性証明書、FORTE 保険購入証明書（※外交“A”ビザ及び公用”B”ビザの所持者、カンボジア国民及びKビザの所持者を除き）、ホテル予約確認書（※ASQ利用者のみ）を提出して下さい。

② 上記書類の確認後、PCR検査を受けて頂きます。

③ PCR検査結果により、新型コロナウイルス陰性者であると判明した場合、14日間の強制隔離となります。

④ 新型コロナウイルス陽性者であると判明した場合、医療施設へ搬送されます。

⑤ ASQ利用でない方は、USD2,000のデポジットが必要です（※外交“A”ビザ及び公用”B”ビザの所持者、カンボジア国民及びKビザの所持者を除き）。

※ デポジットから、14日間の強制隔離中のホテル滞在費用（1泊 USD60～75）、PCR検査費用、空港からホテルまでの交通費、新型コロナウイルスに感染した場合の治療費が支払われます。残金がある場合、隔離期間終了後3日以内に返金されます。

⑥ ASQ利用でない方は、MOH指定のホテル（外国人渡航者の場合）・隔離施設（カンボジア国民及びKビザの所持者の場合）まで送迎され、14日間強制隔離となります。

⑦ ASQ利用者の場合、予約の隔離ホテルの交通手段にて送迎されます。

別参考

A) 出国前のPCR検査及び新型コロナウイルス陰性証明書

1. 出国前のPCR検査は、唾液ではなく、鼻咽頭スワブによる検査のみ有効です。
2. 新型コロナウイルス陰性証明書は、出発の72時間以内に発行されたものに限ります。ここで言う「72時間」の起点は、PCR検査を受けた時刻ではなく、陰性証明書が発行された時刻となります。
例：出発が「月曜日 午前11時」の場合、陰性証明書は「金曜日 午前11時以降」に発行されなければいけません。さらに、万が一飛行機の出発が遅れた時のために、可能であれば、出発前24～48時間以内に発行された陰性証明書をご用意ください。
3. 新型コロナウイルス陰性証明書は、手書きではなく、パソコン作成の陰性証明書をご用意下さい。しかし、「担当医師の署名」は必ず「手書き」で、「施設印」の「押印」が必要です。過去、手書きの陰性証明書で搭乗拒否された事例があったようですので、ご注意ください。
4. 手書きの署名であることが判別しやすいように、可能であれば、担当医師の署名は青色で記入していただくほうがよいでしょう。
5. 陰性証明書は必ず英文で作成していただき、“NASAL SWAB”、“NEGATIVE”と記入していただきましょう。“No Covid-19”だけの記載は、認められないことがあるようです。

※ 事前に上記の必要な情報をすべて病院に伝えた上で、受検してください。

B) 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書

1. カンボジア入国前、2回目のワクチン接種日から14日以上経過が必要です。
2. 接種証明書には氏名、生年月日、国籍、ワクチン名・メーカー、ワクチン接種日、ワクチン接種回数などの記載が必要です。

C) 強制隔離ホテル・事前予約サービス「Alternative State Quarantine (ASQ)」

下記は事前予約が可能なホテルとなります。

- ① Sokha Phnom Penh Hotel & Residence
URL: <https://www.sokhahotels.com.kh/phnompenh/>
- ② Courtyard by Marriott Phnom Penh
URL: <https://www.marriott.co.jp/hotels/travel/pnhcy-courtyard-phnom-penh/>
- ③ Raffles Hotel Le Royal Phnom Penh
URL: <https://www.raffles.com/phnom-penh/>
- ④ Sofitel Phnom Penh Phokeethra
URL: <https://www.sofitel-phnompenh-phokeethra.com/>
- ⑤ Himawari Hotel
URL: <http://www.himawarihotel.com/>

D) デポジット USD2,000

1. ワクチン未接種、または1回接種のみの渡航者で、ASQ利用者でない方（※外交“A”ビザ及び公用“B”ビザの所持者、カンボジア国民及びKビザの所持者を除き）は、デポジットが必要です。
2. デポジットは、現金、もしくはクレジットカードで決済可です。しかし、利用されるクレジットカードが機械に反応しない、または機械が故障している場合を想定して、現金をご用意いただくことをお勧めします。また、念のため少額の現金を用意しておく方が安全です。
3. 銀行によって、30米ドルの手数料がかかる場合があります。
4. デポジット支払い後、領収書が発行されます。デポジットの払い戻しに必要ですので、必ず領収書を保管しておいてください。

E) その他

航空会社や入国審査などへの提出のため、下記の書類のコピーを多めに用意しておかれることをお勧めします。

- ① PCR陰性証明書
- ② 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書
- ③ FORTE 保険購入確認書
- ④ ホテル予約確認書（ASQ利用者のみ）

まとめ

このたびのカンボジア入国規制の改定に伴い、ご準備いただく内容が大幅に変更となっております。ご自分がいずれのカテゴリーに該当するかを確認の上、必要書類等をご用意頂ければと思います。また、航空会社や入国審査での説明に備えて、カンボジア外務省、カンボジア保健省や民間航空庁発表の正式な通知書（写）を併せて持参されることをお勧めします。

なお、出国前には、大使館や各名誉領事館、そして利用される航空会社に、再度最新情報についてご確認をお願いいたします。

最後に、ご自身そして周囲の人を感染から守るために、マスクの着用・ソーシャルディスタンスの確保・隔離期間中のルールを遵守し、社会的責任のある人間として行動しましょう！

ウェブサイトリンク：

1. 在日本カンボジア王国大使館 Royal Embassy of Cambodia in Japan
http://www.cambodianembassy.jp/web2/?page_id=4377&lang=en
2. カンボジア外務省 Ministry of Foreign Affairs and International Cooperation, Cambodia
<https://www.mfaic.gov.kh/covid-19>
3. 在カンボジア日本国大使館 Embassy of Japan in Cambodia
https://www.kh.emb-japan.go.jp/itpr_ja/b_000197.html

2回目ワクチン接種済の渡航者				ワクチン未接種・1回接種のみの渡航者
グループ	(A)	(B)	(C)	
	外交“A”ビザ及び公用”B”ビザを所持する外国人渡航者、及び家族同伴者	(A) 以外の外国人渡航者	カンボジア王国発行のパスポート、または他国のパスポートを所持するカンボジア国民	(A)、(B)、(C)に該当する渡航者
有効なビザ	○ ^{1,2}	○ ^{1,2}	○ ^{1,2}	○ ^{1,2}
新型コロナウイルス感染症予防接種証明書	○	○	○	×
コロナウィルス陰性証明書 (出発72時間以内発行)	○	○	○	○
FORTE保険購入証明書	×	○	×	○ ※(B)に該当する渡航者のみ
ホテル予約確認書(隔離のため)	×	×	×	○ ※ASQ利用者のみ
デポジット (カンボジア入国後)	×	×	×	USD2,000 ※ASQ利用者以外、(B)に該当する渡航者のみ
隔離期間	×	×	×	14日間 (入国後のPCR検査結果が陰性の場合)

Footnotes:

¹ Arrival ビザの利用はまだ停止中・² ビザ免除国・地域に該当する渡航者は、ビザなしでカンボジア入国可